

範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年12月27日掲示済み)

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

H18.12/27

H19.1/5

嘉兵衛

草津市条例第39号

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例

草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条および第10条第1項中「次の各号の一に該当するときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改める。

別表第1中「橋岡町76番地」を「橋岡町71番地」に改める。

付 則

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

(平成18年12月27日掲示済み)

草津市立児童デイサービスセンター条例をここに公布する。

平成18年12月27日

草津市長 伊庭 嘉兵衛

草津市条例第40号

草津市立児童デイサービスセンター条例

(設置)

第1条 心身に障害のある児童および心身の発達に遅れのある児童（以下「心身障害児等」という。）に対し、生活に必要な機能訓練および集団生活への適応訓練を実施することにより障害の軽減および心身の発達を促し、保護者への育児支援を行うため、草津市立児童デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立児童デイサービスセンター

位置 草津市西渋川二丁目9番38号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する児童デイサービス（以下「サービス」という。）
- (2) 心身障害児等の生活等に関する相談および助言
- (3) 心身障害児等の発達に必要な育児支援および育成事業
- (4) 心身障害児等に対する療育の研究

(開園時間等)

第4条 センターの開園時間および休園日は、規則で定める。

(事業の実施区域)

第5条 事業の実施区域（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第66条第1項第6号に規定する事業を行おうとする区域をいう。）は、草津市域とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(入園の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入園を断り、または退園させることができる。

- (1) 伝染病性の疾病のある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となるおそれのある者
- (3) 危険な物品を携帯し、または動物（障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者
- (4) その他管理上特に支障があると認める者

(サービスの利用者の範囲等)

第7条 サービスを利用できる者は、市内に住所を有し、かつ、市内に居住する者であって、法第22条第5項の障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けたものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 サービスの利用定員は、規則で定める。

(使用料等)

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年4月1日

草津市長 橋川渉

H21.4/1

H21.4/15号

草津市条例第11号

草津市立隣保館条例の一部を改正する条例

草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市立芦浦会館の項中「草津市立芦浦会館」を「草津市立常磐東総合センター」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日掲示済み)

草津市老人いこいの家条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年4月1日

草津市長 橋川渉

草津市条例第13号

草津市老人いこいの家条例を廃止する条例

草津市老人いこいの家条例（昭和49年草津市条例第52号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日掲示済み)

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年4月1日

草津市長 橋川渉

草津市条例第14号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険条例（昭和34年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「児童または」の右に「小規模住宅型児童養育事業を行う者もしくは」を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日掲示済み)

草津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年4月1日

草津市長 橋川渉

草津市条例第12号

草津市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

草津市交通安全対策会議条例（昭和45年草津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「湖南広域行政組合消防長」を「湖南広域消防局消防局長」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日掲示済み)